

国不入企第19号
令和4年6月29日

各府省庁主管担当課長 殿
各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（入札契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（ 公 印 省 略 ）

「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

地域維持型建設共同企業体については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において地域の実情を踏まえつつ活用するものとされており、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）において運用準則が定められております。その取扱いについては「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月9日国土入企第26号）において通知しているところですが、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図るため、別紙のとおり改めましたので、地域維持型建設共同企業体の運用にあたって参考とするようお願いします。

また、独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれては所管法人に対し、各都道府県におかれては貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、必要に応じてこの旨通知をお願いします。